

議第14号

平成27年度滋賀県公営競技事業特別会計予算

平成27年度滋賀県の公営競技事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ53,920,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、350,000千円と定める。

上記の議案を提出する。

平成27年2月17日

滋賀県知事 三日月 大 造

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 公営競技事業収入		千円 27,711,068
	1 公営競技開催収入	27,711,068
2 使用料及び手数料		25,528
	1 使用料	25,528
3 財産収入		13
	1 財産運用収入	3
	2 財産売却収入	10
4 繰越金		10,000
	1 繰越金	10,000
5 諸収入		26,173,391
	1 施設利用料	64,980
	2 県預金利子	20
	3 受託事業収入	26,034,476
	4 雑収入	73,915
歳入合計		53,920,000

歳 出		
款	項	金 額
1 公 営 競 技 事 業 費		53,636,705 <small>千円</small>
	1 経 営 費	143,449
	2 開 催 費	53,493,256
2 公 債 費		278,295
	1 公 債 費	278,295
3 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出 合 計		53,920,000